

イベント等の開催の目安

令和3年2月12日 (令和5年3月13日適用)
(令和5年3月9日改訂)

1 イベントの定義について

山梨県からの新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請における「イベント」とは、事前予約もしくは当日のチケット販売により、開催時間を指定して、不特定多数に向けて集客する興行等を指します。

2 感染防止安全計画を策定するイベント

「参加予定人数が5,000人超」かつ「収容率50%超」のイベントについては、施設管理者又はイベント等の主催者は、別途定める様式により感染防止安全計画を策定し、あらかじめ山梨県の確認を受けること。

人数上限は、収容定員（収容率上限100%）までとする。

※参加者を事前に把握できない場合でイベント主催者等が想定する参加予定人数が5,000人超の時、かつ、収容定員が設定されていない場合で人と人とが触れ合わない程度の間隔で開催したい時は、安全計画策定の対象とする。

(1) 感染防止安全計画に記載すべき事項

必要な感染防止対策（下記4）を具体的に感染防止安全計画に記載。

(2) 安全計画の提出期限

主催者は、イベントの開催日の2週間前までに県に提出。

(3) 結果報告書の提出

主催者は、イベント終了日から1か月以内を目途に別途定める様式による結果報告書を県に提出。ただし、クラスター等の発生が確認された場合は、直ちに県に報告。

3 感染防止安全計画を策定しないイベント

上記2「感染防止安全計画を策定するイベント」以外のイベントについては、次の(1)及び(2)のとおりとする。

(1) 収容定員が設定されているイベント等の人数については、必要な感染防止対策が担保される場合(下記4)には、次に掲げる(ア)人数上限及び(イ)収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

ア 人数上限の目安

人数の上限は、5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方とする。

イ 収容率の目安

収容率の上限は、100%とする。

(2) 収容定員が設定されていないイベント等については、必要な感染防止対策(下記4)に加え、密が発生しない(人と人とが触れ合わない)程度の間隔を確保すること。

4 必要な感染防止対策について(全てのイベント等において実施することが前提)

必要な感染防止対策の担保とは、別紙2に掲げる要件を満たすものとして、施設管理者及びイベント等の主催者の双方において確認された場合とする。

※感染防止安全計画の策定を要しないイベントについては、施設管理者又はイベント等の主催者が別途定めるチェックリストにより感染防止策を確認し、Webページ等で公表すること(イベント終了日から1年間保管)。

※対策実施にあたっては、子どもや障害をお持ちの方など、マスクの着用などの感染防止対策が難しい方への差別的待遇とならないよう配慮すること(厚生労働省HP「マスク等の着用が困難な状態にある発達障害がある方等への理解について」参照)。

感染状況に応じたイベント開催制限等について

別紙 1

| | | 安全計画策定（注1） | その他 （安全計画を策定しないイベント） |
|--------------|---------------|---|------------------------------|
| 下記以外の 区域 | 人数上限(注2) | 収容定員まで（注3） | 5,000人又は収容定員50% のいずれか大きい方 |
| | 収容率上限 (注2) | 100% | |
| 重点措置 区域 | 人数上限(注2) | 収容定員まで（注3） | 5,000人 |
| | 収容率上限 (注2) | 100%（注4） | 大声なし：100% 大声あり：50% |
| 緊急事態 措置区域 | 時短 | 原則要請なし（注5） | 原則要請なし（注5） |
| | 人数上限(注2) | 10,000人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注6） | 5,000人 |
| | 収容率上限 (注2) | 100%（注4） | 大声なし：100% 大声あり：50% |

※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能

（注1）参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超）

（注2）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）

（注3）地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする

（注4）緊急事態措置区域、重点措置区域における安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提

（注5）都道府県知事の判断により要請を行うことも可能

（注6）対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことも可能

| <p style="text-align: center;">基本的な感染防止策</p> | <p style="text-align: center;">具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること</p> |
|---|--|
| <p>1. イベント参加者の感染対策</p> | |
| <p>(1) 感染経路に応じた感染対策</p> | |
| <p>①飛沫感染対策</p> <p>□ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携（駅付近の混雑度データを踏まえた増便等）による誘導 ○ 密になりやすい場所での二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理、マーキング、誘導員等の配置による誘導 |
| <p>②エアロゾル感染対策</p> <p>□ 機械換気による常時換気又は窓開け換気</p> <ul style="list-style-type: none"> * 必要な換気量（一人当たり換気量30m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的） * 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け * 機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は40-70% * 屋外開催は除く <p>□ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各施設の設備に応じた換気 <ul style="list-style-type: none"> • 施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気 • 二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施 • 換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス ○ 距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照 |

| <p>基本的な感染防止策</p> | <p>具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること</p> |
|---|---|
| <p>(1) 感染経路に応じた感染対策</p> <p>③接触感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ❑ イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施 ❑ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 具体的な手洗場、アルコール等の手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施 ○ アナウンス等による手洗・手指消毒の呼びかけ ○ 距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照 |
| <p>(2) その他の感染対策</p> <p>④飲食時の感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ❑ 上記（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策の周知 | <ul style="list-style-type: none"> ○ アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ ○ 飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨 ○ 飲食店に求められる感染対策等を踏まえた飲食専用エリアでの感染対策（身体的距離の確保等） |
| <p>⑤イベント前の感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ❑ 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 体制構築の上、検温・検査の実施 ○ 発熱等の症状がある者の参加自粛を促すことができるキャンセルポリシーの整備 |

基本的な感染防止策

具体的な対策例

※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること

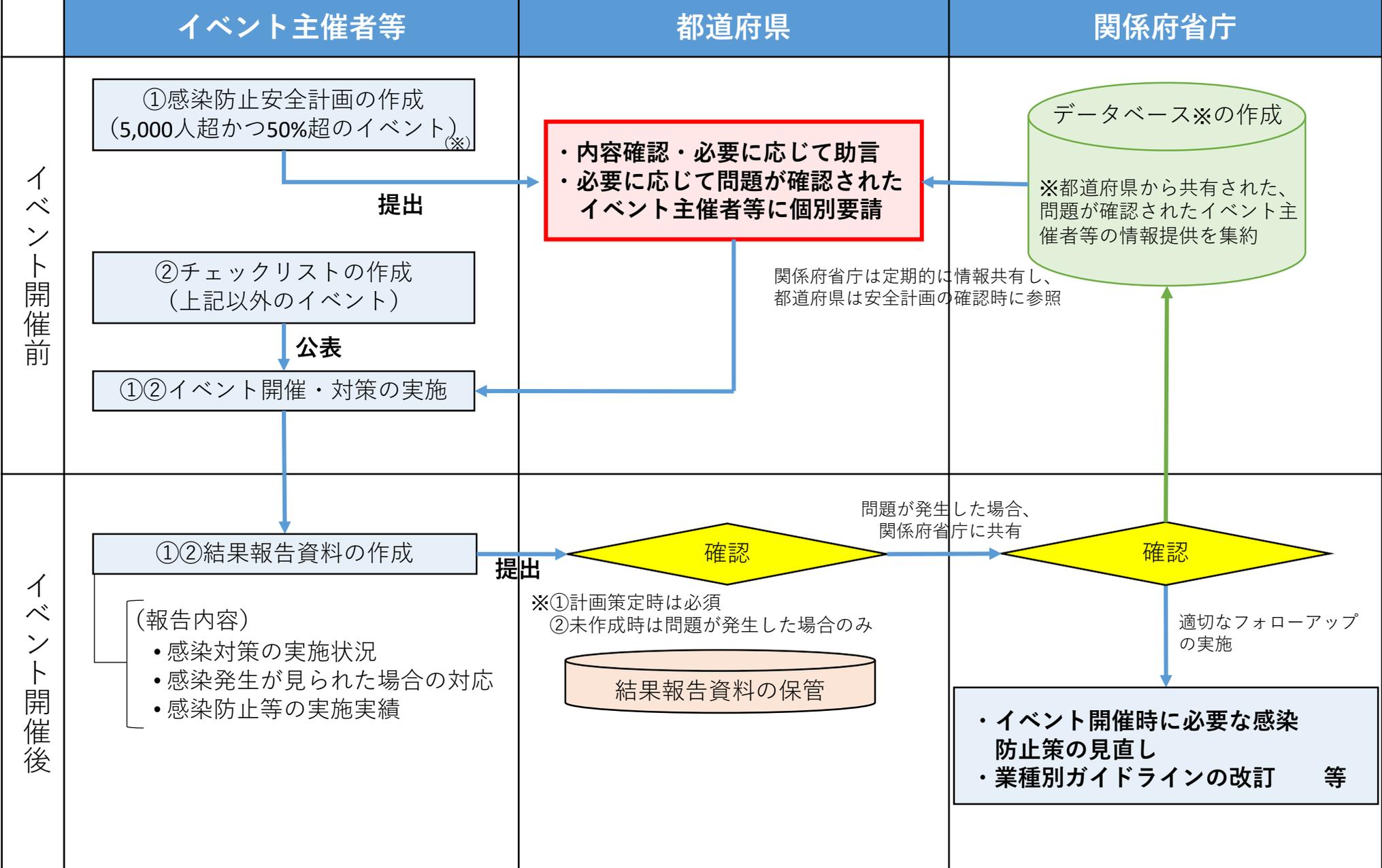
2. 出演者やスタッフの感染対策

⑥出演者やスタッフの感染対策

- 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施
- 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施

- 日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施
 - ・ 健康アプリの活用等による健康管理
 - ・ 出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施
 - ・ 発熱等の症状がある者は出演・練習を控える
 - ・ 練習時やその前後の活動等における出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等
- 本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策の実施
 - ・ 控室等における換気の徹底、三密の回避
 - ・ イベント前後を含めた1.（2）④飲食時の感染対策の徹底の呼びかけ
- ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知

感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフロー



(※) 緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域においては5,000人超のイベント

オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について（抄）

第12回新型コロナウイルス
感染症対策分科会提言

Ⅲ. オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について

【事業所】

- 事業所については、その形態は様々であるが、社会機能の維持の観点から感染を防ぐためにも、オミクロン株の特徴として感染・伝播性が高いことを踏まえ、三密を避ける行動を徹底すべきである。また、緊急事態宣言や都道府県による“レベル3”への引き上げを待つことなく、以下の感染防止策を前倒しで実施していくべきである。その際、対面を必要とする業務なのか等業務内容に合わせて対策を講じるべきである。
- ・緊急事態宣言の発出を待つことなく、職場への出勤に関して、業務継続の観点からも、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減の目標を前倒して設定すること。
 - ・感染が拡大している地域への出張は、マスクの着用等基本的な感染対策を徹底し、感染リスクの高い行動は避けること。
 - ・職場や現場における基本的な感染防止策を徹底すること。特に飛沫のかかる物品・設備の共用や使いまわしの回避、使用前後の消毒は徹底すること。
 - ・休憩室、更衣室、喫煙室等における飲食や会話の自粛、適切な（使用人数に応じた定期的な）換気、三密回避を徹底すること。
 - ・食堂や寮など職員の交わりが想定される場面での対人距離の確保、適切な換気、共用部分の消毒を徹底すること。
 - ・従業員の体調管理（日々の検温、必要に応じた検査等）を徹底すること。
 - ・大人数・大声の場面が想定される懇親会等は自粛・延期すること。
- 事業継続が求められる業種に係る業務継続計画（BCP）の確認、重要業務の特定、体制の整備、必要物資の備蓄等を進めるべきである。

1. 効果的な換気（必要な換気量の確保と空気の流れの配慮）

1-1 必要な換気量の確保は感染対策の基本（必要な換気量の確保）

○機械換気による常時換気を。**定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等も重要。**

機械換気は強制的に換気を行うもので、2003年7月以降は住宅にも設置。**通常のエアコンには換気機能がないことに留意**

○機械換気が設置されていない場合、窓開け換気を行う。

2方向を窓開けると換気効果が大きい。外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択。室内環境の目安は、温度18℃～28℃、相対湿度40%～70%が望ましい。

○必要な換気量（一人当たり換気量30m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を**概ね1,000ppm以下に維持**（※1）

必要換気量を満たしているかを確認する方法として、**二酸化炭素濃度測定器（CO₂センサー）の活用が効果的。**

（※1）二酸化炭素濃度1,000ppm以下については目安であり、適切な換気や気流となっていることが重要。

○必要な換気量を確保できない場合、換気扇、扇風機、サーキュレータのほか、HEPAフィルタ付きの空気清浄機（※2）の使用も考えられる。

（※2）高性能微粒子（HEPA）フィルタ付空気清浄機：空気中に浮遊する0.3μmの微粒子の99.97%以上を除去することが可能。空気清浄機は二酸化炭素濃度を下げることができないことに留意。

1-2 感染を防ぐための空気の流れの作り方（空気の流れの配慮）

○十分な外気の取り入れ・排気とあわせ、空気の流れにより局所的に生じる空気のだよみを解消。

エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減することが出来る。

○空気の流れを阻害しないパーティションの設置

空気の流れを阻害する高いパーティションや天井からのカーテンなどは空気の流れに対して平行に配置し、空気の通り道を設ける。

目を覆う程度の高さのパーティションは、横の人との距離を1m程度以上確保できる場合は、3方向を塞がないようにする。

（※）ビル管理法の特定建築物に該当する事業所等については、同法に基づく対応を行う。